令和4年11月8日(火)家族介護教室

11月8日(火)に「専門家による相続講座」という内容で家族介護教室を実施させていただきました。 包括センターには毎日数多くの相談の電話をいただいております。その中には相続に関する相談も多く、 関心の高いテーマの一つであると思います。

そこで今回は「相続」をテーマに教室を開催することに致しました。

講師の相続サポートセンターの古城宏樹氏が、相続が発生した際に必要な手続きの流れや、相続税の ことなどを、事例をもとに分かりやすく説明して下さいました。参加された方は熱心にメモを取り、聞き 入っておられました。

特に生前贈与と亡くなってからの相続の違いや、その際にかかってくる税金のことなどに興味を持った方も多くおられ、熱心に質問されておられました。

相続は身近なもので、専門家の方から直接お話しを聞ける機会が少ないため、今日参加された方々は 大変勉強になったとおっしゃっておられました。







贈与と相続どっちが得?			
	登録免許視	不動產取得税	税率
贈与	評価額×2%	土地、住宅=課税標準額×3% ※軽減措置あり 住宅以外の家屋=課税標準額×4%	次項詳細
相続	評価額×0.4%	課税なし	次項詳細